

国民年金システム標準化研究会(第1回)  
議事要旨

日時：令和3年9月22日(水) 13:00~14:30

場所：オンライン開催

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治	株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
藺草 光一	江戸川区生活振興部地域振興課 課長
里石 めぐみ	高松市市民政策局市民課 課長
徳市 直之	高岡市福祉保健部保険年金課 課長
川嶋 恵美子	下野市市民生活部市民課 課長
有吉 忍	株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部(日名子 大輔 企画開発本部企画開発部の代理出席)
深谷 瞬	株式会社TKC 住民情報システム開発センター住民情報システム 技術部
川江 祐介	日本電気株式会社 公共システム開発本部住民情報グループ 主任
山崎 高広	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソ リューション 事業部第一ソリューション部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一 開発部主任 技師

(オブザーバー)

山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
田尻 和広	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
浜田 幸征	日本年金機構国民年金部適用グループ参事役(和田 大 国民年金 部適用グループ長 の代理出席)
高柳 淳一	日本年金機構システム企画部システム開発調整グループ参事役
樋口 俊宏	厚生労働省年金局事業管理課 課長
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 研究会等の開催及び運営について
- (2) 本事業の背景・目的について
- (3) 検討体制、スケジュールについて

- (4) 標準化等に向けた調査結果について
- (5) 標準化検討の対象範囲及び構成について
- (6) 今後の進め方について
- (7) その他

### 3. 閉会

#### 【意見交換(概要)】

##### (2) 本事業の背景・目的について

- 「デジタル・ガバメント実行計画」において、基幹 17 業務について業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとされ、国民年金業務は基幹 17 業務の中の第 2 グループとして令和 4 年夏までに標準仕様書を作成することとされた。令和 3 年 5 月には「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方公共団体が標準化対象事務の処理に利用する情報システムは、基準に適合することが必要となった。本研究会では、構成員の合意形成を図りつつ、国民年金システムに係る標準仕様書を作成していくことが求められている。(事務局)
- 各システム事業者は、標準仕様書に記載された機能を搭載したシステムを構築する。地方自治体は、システム更新時期を踏まえつつ、令和 7 年度までを目標として導入し、その際、原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現する。対象事務は法定受託事務および一部の協力連携事務とし、標準仕様書は住民記録システム標準仕様書における標準準拠の基準と同様とするが、異なる取り扱いとする場合は、研究会にて議論を行い、明らかにしていく。(事務局)

##### (3) 検討体制、スケジュールについて

- 国民年金システム標準化研究会は親会として合意形成の場として位置付ける。具体的な協議検討はワーキングチーム及びベンダー分科会にて実施する。双方とも、事務局にて事前に検討事項を整理するほか、会議準備、運営、事後調整等を実施する。(事務局)
- 本日の研究会(第 1 回)の後、10 月及び 11 月にワーキングチーム及びベンダー分科会を各 2 回開催した後、12 月中下旬に研究会(第 2 回)を開催し、標準仕様書(素案)を策定する。その後、意見照会を経て 2 月下旬に研究会(第 3 回)を開催し、最終的な標準仕様書(案)を策定する予定である。(事務局)
- 今回の体制での研究会は、2022 年 2 月が最後となっているが、8 月の仕様書策定に向け、2022 年 4 月以降、新しい研究会へ移行されるのか、あるいは現在の研究会を継続するのか。(構成員)

- 明確な方針は決まっていないが、2022年8月までは研究会を存続して仕様書を固めていく想定である。意見照会にて受領した意見に対する対応も検討する必要がある、その点も考慮しながら、研究会の在り方を考えたい。(オブザーバー)
  - 2022年4月から8月末にかけて、資料ではスケジュールが示されていないが、具体的にどのようなことをする想定か。(構成員)
  - 現時点では、標準仕様書(案)について各市区町村から意見をいただき、意見を基に研究会にて議論を行い、2022年夏までに仕様書を固める想定である。(オブザーバー)
  - 国民年金システム標準化の検討範囲として、機能要件や帳票要件が範囲に含まれるが、データ要件は含まれていない。他の業務の標準化では言及されていると思われるが、データ要件の標準化の検討はどう実施していくのか。(構成員)
  - データ要件の標準化の検討は、デジタル庁が主導して検討を進める予定であり、本研究会における検討事項には含まれない。(オブザーバー)
  - 標準化対象として挙げられている17業務のデータ要件の標準化について、第1グループは2021年12月までに素案を作成する想定であり、第2グループは同時並行で作業を進めることとなる。データ要件はデジタル庁が主導して検討を進めていくが、その中で、機能要件等において記載が必要な事項はお互いに連携を図りながら進めていきたい。今年度中に政府案を固め、来年度には市町村に意見照会を実施する方向で進める予定である。(オブザーバー)
- (4) 標準化等に向けた調査結果について
- RPAを活用する等自治体独自で業務効率化をしている点には配慮して標準化を進める必要がある。BPRの観点で標準化の検討が進められるか。(構成員)
  - 他の業務領域と比較するとRPAやAI-OCRの利活用はごく一部であり、RPAやOCRを活用して業務効率化を実施していると回答した自治体はアンケート対象の71自治体のうち、1、2自治体程度である。また、年金機構への送付の業務や年金機構からの処理結果一覧の登録業務で業務負荷が大きく、システム化で軽減できる領域であると自治体から意見をいただいている。自治体独自の業務効率化や意見を含めた機能要件の案を作成したうえで、ワーキングチームやベンダー分科会で議論を進めていけたらと考えている。(事務局)
- (5) 標準化検討の対象範囲及び構成について
- ツリー図(案)の6.1.所得情報提供(免除勸奨)、6.2.所得情報提供(継続免除)について、年金機構で所得情報を確認する運用に変更となり、例外的な場合のみ自治体から情報提供が必要になるという年金機構からの回答に基づき、ツリー図では対象/対象外のいずれとするかを論点としている。(事務局)

- 年金機構から照会がきており、回答に際しシステムから帳票を出力しているため、対象としていただきたい（構成員）
  - 機能的には公用照会の機能で代替可能と考える。運用は議論すべきところなので、ワーキングチームやベンダー分科会で議論していく必要があると考えている。（構成員）
  - ツリー図（案）の6.4. 所得情報提供（年金受給者）について、6.3. 所得情報提供（年金生活者支援給付金）に含有されると、調査対象自治体から意見を得ていることから、ツリー図では対象/対象外のいずれとするかを論点としている。（事務局）
  - 老齢福祉年金、特別障害者給付金のための所得情報提供の対象者が、必ずしも6.3. 所得情報提供（年金生活者支援給付金）に含有されると思わないため、ワーキングチームやベンダー分科会で議論していく必要があると考えている。（構成員）
- (6) 今後の進め方について
- 帳票要件について、外部帳票はどう定義するか。（構成員）
  - 帳票の定義については年金局を含めて協議中である。自治体から外部に向けて出す帳票が対象となる想定である。また、内部帳票はEUC機能で対応する旨を定義することとし、項目定義等は法定帳票等に絞って定義するのがよいかと考えている。（事務局）
  - 要件種別の判断基準の実装不可機能について、カスタマイズの温床となるとしているが、システム構築時に開発してはいけないという意味か。もしくは自治体・ベンダーの判断に任せる領域という意味か。（構成員）
  - 標準化の範囲内では、システムの操作性にかかる便利機能等は実装してはいけない機能としている。一方で、標準化の範囲外とした機能については自治体の要求・ベンダーの実装を任意としている。（事務局）
  - 実装不可とした機能について、どのような基準で必要でないと思なすのか。また、ベンダーのパッケージ機能の保有有無で一次判断するようになっており、自治体独自の機能が反映されないのではと考えるが如何か。（構成員）
  - あくまで判断の基準を記載しているにすぎず、ワーキングチームやベンダー分科会で一つ一つの機能を検討していく。また、ベンダーからいただいた情報に加え、自治体の情報も取り入れていき、その中で、皆様の意見を踏まえながら検討していく。（事務局）
  - 要件種別の判断基準の必須機能について、判断基準としてすべての自治体でとあるが、すべての自治体にアンケートをとるということか、それとも今回の議論の中で推定して判断をするのか。（構成員）
  - 12月末以降の意見照会の対象自治体については検討中であるが、本研究会の中で確認可能な範囲ですべての自治体、と想定している。（事務局）

- 一次判定基準は現状(As-Is)のパッケージを前提にしたように思える。標準化の議論においては、現状は未実装だが、あったらいいなという機能やベストプラクティスを取り込むなど、To-Be 像に主眼を置いた検討を行って欲しい。(オブザーバー)
- 自治体の規模によって必要な機能があると思うが、大規模の自治体では必要だが中小規模の自治体ではいらぬ機能は、どのように整理するのか。(構成員)
- 政令指定都市独自の要件を明示したうえで整理していく想定である。(事務局)
- 全体を通して、To-Be を意識した議論をしてほしい。議論が紛糾したときにどうしても現状に寄った判断になりがちだが、そうではなく、ベストプラクティスとしてあるべき姿を目指すという観点で議論していただきたい。(オブザーバー)

(7) その他

- この研究会にとどまらない話ではあるが、限られた期間に複数システムの移行が集中するであろうことについて、どのように考えておられるか、自治体 WG の中でも意見交換できればと思っている。(構成員)
- システム移行が今回の検討スコープに含まれるかについては留意が必要であるが、ワーキングチームやベンダー分科会で意見を交わしていければよいと考える。(構成員)

以上